

年度末・年度始めの日曜日に窓口を臨時開庁

時3月30日(日)、4月6日(日)午前8時30分～正午

☎転入・転出・転居に伴う各種手続きに関する業務および各種証明書の発行、戸籍の届出など

☎他速野支所・中洲支所は開庁しません。

課名	取扱業務
市民課 ☎・☎(582)1122	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届(転入・転出・転居など) ・戸籍届 ・印鑑登録 ・各種証明書の交付(住民票、印鑑登録証明書など) ・転入・転居に伴うマイナンバーカードの更新 ・マイナンバーカードの申請・更新・交付など
税務課 ☎・☎(582)1115	<ul style="list-style-type: none"> ・課税(所得)証明書の交付
国保年金課 ☎・☎(582)1120	<ul style="list-style-type: none"> ・住民異動届に伴う国民健康保険の手続きおよび乳幼児福祉医療費受給券の発行
市民協働課 (ごみ案内窓口) ☎・☎(582)1148	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別方法の説明(ごみカレンダーの配布) ※ごみ袋の販売は行いません

マイナンバーカード臨時開庁日

マイナンバーカードに関する手続きのため、下記の日程で開庁します(市民課のみ)。手続きには必ず本人が来庁してください。マイナンバーカードの交付については、個人番号カード交付通知書に同封の案内を確認のうえ、必要書類を忘れずにお持ちください。

臨時開庁日は混雑することがありますので、時間に余裕をもって来庁してください。また、日
程は変更となる場合があります。最新の情報は市ホームページをご覧ください。

取扱業務 ・マイナンバーカードの交付、電子証明書の更新、暗証番号の変更・再設定
・申請補助(無料の写真撮影および申請の手続き)



ホームページ

	休日交付(午前8時30分～正午)	午後7時まで時間延長(いずれも木曜日)
4月	6日(日)、19日(土)、27日(日)	10日、24日
5月	11日(日)、17日(土)、25日(日)	8日、22日
6月	8日(日)、21日(土)、29日(日)	12日、26日

※本人確認の方法や必要書類は、番号法関係省令で厳格に定められているため、代理申請の場合は、必ず事前に市民課へお問い合わせください。

マイナンバーカードの 電子証明書の更新を 忘れずに行いましょう

マイナンバーカードに搭載されている電子証明書には有効期限があり、更新対象者には、有効期限の3か月前を目途に、地方公共団体情報システム機構から「電子証明書の有効期限通知書」が送付されます。有効期限が過ぎた場合、住民票などのコンビニ交付や保険証利用などができなくなりますので、電子証明書の更新の手続きを必ず行ってください。

また、電子証明書の有効期限が過ぎてしまった場合でも、マイナンバーカード本体が有効期限内であれば、新しい電子証明書を発行して引き続き利用できます。

4月1日(火)から速野支所・ 中洲支所でマイナンバーカード に関する手続きを開始

☎4月1日(火)～

支所で取り扱う手続き

- ・マイナンバーカードの申請
- ・カード本体および電子証明書の更新
- ・暗証番号の変更、再設定
- ・カード券面事項変更(住所や氏名の変更の記載)、継続利用

※マイナンバーカードの交付はできません。

市役所 市民課のみで取り扱います。



ホームページ